

# 企画競争説明書

業務名称：タイ国ASEAN災害医療連携強化プロジェクト  
(ASEAN加盟国国際災害医療チーム関連調査および  
能力開発システム状況・ニーズ確認調査)

案件番号：19a00299

## 【内容構成】

- 第1 企画競争の手続き
- 第2 プロポーザル作成に係る留意事項
- 第3 特記仕様書案
- 第4 業務実施上の条件

2019年8月14日  
独立行政法人国際協力機構  
調達部

本説明書は、独立行政法人国際協力機構（JICA）が、民間コンサルタント等に実施を委託しようとする業務について、当該業務の内容及び委託先を選定する方法（企画競争）について説明したものです。

企画競争とは、競争参加者が提出する技術提案書（以下「プロポーザル」という。）に基づき、その企画、技術の提案、競争参加者の能力等を総合的に評価することにより、当機構にとって最も有利な契約相手方を選定する方法です。競争参加者には、この説明書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル及び見積書の提出を求めます。

なお、本説明書の第3「特記仕様書案」、第4「業務実施上の条件」は、プロポーザルを作成するにあたっての基本的な内容を示したものですので、競争参加者がその一部を補足、改善又は修補し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。プロポーザルの提案内容については、最終的に契約交渉権者を行う契約交渉において、協議するものとしています。

## 第1 企画競争の手続き

### 1 公示

公示日 2019年8月14日

### 2 契約担当役

理事 植嶋 卓巳

### 3 競争に付する事項

(1) 業務名称：タイ国ASEAN災害医療連携強化プロジェクト（ASEAN加盟国国際災害医療チーム関連調査および能力開発システム状況・ニーズ確認調査）

(2) 業務内容：「第3 特記仕様書案」のとおり

(3) 適用される契約約款雛型：

(○) 成果品の完成を約しその対価を支払うと規定する約款  
すべての費用について消費税を課税することを想定しています。

( ) 業務の完了を約しその対価を支払うと規定する約款  
国外での役務提供にかかる対価について消費税を不課税とすることを想定しています。

(4) 契約履行期間（予定）：2019年9月～2020年9月

### 4 窓口

〒102-8012

東京都千代田区二番町5-25 二番町センタービル

独立行政法人 国際協力機構 調達部

契約第一課 松崎 晃昌 Matsuzaki.Terumasa@jica.go.jp

注）書類の提出窓口（持参の場合）は、同ビル1階 調達部受付となります。

### 5 競争参加資格

(1) 消極的資格制限

以下のいずれかに該当する者は、当機構の契約事務取扱細則（平成15年細則（調）第8号）第4条に基づき、競争参加資格を認めません。また、共同企業体の構成員となることや契約の下請負人（業務従事者を提供することを含む。以下同じ。）となることを認めません。プロポーザル提出時に何らかの文書の提出を求めるものではありませんが、必要に応じ、契約交渉の際に確認させていただきます。

1) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者

具体的には、会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の適用の申立てを行い、更生計画又は再生計画が発行していない法人をいいます。

2) 独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程（平成24年規程（総）第25号）第2条第1項の各号に掲げる者

具体的には、反社会勢力、暴力団、暴力団員、暴力団員等、暴力団員準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等を指します。

- 3) 独立行政法人国際協力機構が行う契約における不正行為等に対する措置規程（平成 20 年規程（調）第 42 号）に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている者

具体的には、以下のとおり取扱います。

- ① 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）に措置期間中である場合、競争への参加を認めない。
- ② 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）の翌日以降から、契約相手確定日（契約交渉権者決定日）までに措置が開始される場合、競争から排除する。
- ③ 契約相手確定日（契約交渉権者決定日）の翌日以降に措置が開始される場合、競争から排除しない。
- ④ 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）以前に措置が終了している場合、競争への参加を認める。

(2) 積極的資格要件

当機構の契約事務取扱細則第 5 条に基づき、以下の資格要件を追加して定めます。

1) 全省庁統一資格

令和 01・02・03 年度全省庁統一資格を有すること。

【経過措置】

2019 年 4 月 1 日以降の公示案件については、「簡易審査」を廃止します。ただし、2019 年 9 月 30 日までの公示案件について、経過措置を設け、以下の資格等により、平成 31・32・33 年度全省庁統一資格を代替することを認めます。

- 1) 平成 28・29・30 年度全省庁統一資格
- 2) 機構が 2019 年 3 月までに付与した「整理番号」の所有者

2) 日本登記法人

日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人であること。

(3) 利益相反の排除

利益相反を排除するため、本件業務の TOR (Terms of Reference) を実質的に作成する業務を先に行った者、各種評価・審査業務を行う場合であって当該業務の対象となる業務を行った者、及びその他先に行われた業務等との関連で利益相反が生じると判断される者については、競争への参加を認めません。また、共同企業体の構成員となることや契約の下請負人となることも認めません。

具体的には、以下に掲げる者については、競争への参加を認めません。

(特定の排除者はありません。)

(4) 共同企業体の結成の可否

共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者は、共同企業体の代表者の者としします。

なお、共同企業体の構成員（代表者を除く。）については、上記（2）に規定する競争参加資格要件を求めません（契約交渉に際して、法人登記等を確認することがあります）。

共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届（様式はありません。）を作成し、プロポーザルに添付してください。結成届には、構成員の全ての社の代表者印又は社印を押印してください。

また、共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

(5) 競争参加資格要件の確認

競争参加資格要件のうち、全省庁統一資格及び法人登記については、提示いただく全省庁統一資格業者コードに基づき確認を行います。その他の競争参加資格要件については、必要に応じ、契約交渉に際し再確認します。

## 6 説明書に対する質問

- (1) 質問提出期限：2019 年 8 月 21 日 12 時

- (2) 提出先・場所：上記 4. 窓口

注 1) 原則、電子メールによる送付としてください。

注2) 公正性・公平性確保の観点から、電話及び口頭でのご質問は、原則としてお断りして  
います。

- (3) 回答方法：2019年 8月 26日までに当機構ホームページ上に行います。  
(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

## 7 プロポーザル等の提出

- (1) 提出期限：2019年 8月 30日 12時

- (2) 提出方法：郵送又は持参

注1) 郵送の場合は、上記提出期限までに到着するものに限りです。

注2) 郵送の場合、「各種書類受領書」の提出は不要です。

- (3) 提出先・場所：上記4. 窓口

- (4) 提出書類：プロポーザル 正1部 写 4部  
見積書 正1部 写 1部

- (5) プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

- 1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき
- 2) 提出されたプロポーザルに記名、押印がないとき
- 3) 同一提案者から2通以上のプロポーザルが提出されたとき
- 4) 既に受注している案件、契約交渉中の案件及び選定結果未通知の案件と業務期間が重なって同一の業務従事者の配置が計画されているとき
- 5) 虚偽の内容が記載されているとき
- 6) 前各号に掲げるほか、本説明書又は参照すべきガイドライン等に違反したとき

- (6) 見積書

本件業務を実施するのに必要な経費の見積書(内訳書を含む。)正1部と写1部を密封して、プロポーザルとともに提出して下さい。見積書の作成に当たっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」を参照してください。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)

- 1) 「3 競争に付する事項」において、契約全体が複数の契約期間に分割されることが想定されている場合は、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成して下さい。
- 2) 以下の費目については、別見積りとしてください。
  - a) 旅費(航空賃)
  - b) 旅費(その他:戦争特約保険料)
  - c) 一般業務費のうち安全対策経費に分類されるもの
  - d) 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの
  - e) その他(以下に記載の経費)  
なし
- 3) 以下の費目については、以下に示す定額を見積もってください。  
該当なし
- 4) 外貨交換レートは以下のレートを使用して見積もってください。
  - a) THB 1=3.53067円(公示当日の朝までに8月レートが出たら更新します)
  - b) US\$ 1=108.692円
  - c) EUR 1=121.102円
- 5) その他留意事項  
なし

## 8 プロポーザル評価と契約交渉権者決定の方法

提出されたプロポーザルは、別紙の「プロポーザル評価配点表」に示す評価項目及びその配点に基づき評価(技術評価)を行います。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料1「プロポーザル評価の基準」及び別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」を参照

してください。

(URL: [https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal\\_201211.html](https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html))

(1) 評価対象業務従事者について

プロポーザル評価配点表の「3. 業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事者とその想定される業務従事人月数は以下のとおりです。

- 1) 評価対象とする業務従事者の担当専門分野
  - a) 業務主任者／災害医療に係る実施環境調査 1
  - b) 能力開発システム状況・ニーズ確認調査
- 2) 評価対象とする業務従事者の予定人月数  
約 5.05 M/M

(2) 評価配点表以外の加点について

評価で60点以上の評価を得たプロポーザルを対象に、以下の2点について、加点・斟酌されます。

1) 若手育成加点

本案件は業務管理グループの適用対象案件ではありませんので、「若手育成加点」は適用されません。

2) 価格点

各プロポーザル提出者の評価点について第1位と第2位以下との差が僅少である場合に限り、提出された見積価格を加味して契約交渉権者を決定します。

具体的には、評価点合計の差が第1位の者の点数の2.5%以内であれば、見積価格が最も低い者に価格点として2.5点を加点し、その他の者に最低見積価格との差に応じた価格点を加点します。

具体的には以下の計算式により、下表のとおり価格点を加算します。

最低見積価格との差に係る計算式：

$$(\text{当該者の見積価格} - \text{最低見積価格}) / \text{最低見積価格} \times 100 (\%)$$

**最低見積価格との差 (%) に応じた価格点**

最低価格との差 (%)	価格点
3%未満	2.25点
3%以上 5%未満	2.00点
5%以上 10%未満	1.75点
10%以上 15%未満	1.50点
15%以上 20%未満	1.25点
20%以上 30%未満	1.00点
30%以上 40%未満	0.75点
40%以上 50%未満	0.50点
50%以上 100%未満	0.25点
100%以上	0点

(3) 契約交渉権者の決定方法

契約交渉権者は、以下の手順で決定されます。

- 1) 競争参加者の競争参加資格要件を確認。
- 2) プロポーザルをプロポーザル評価配点表に基づき評価。
- 3) 評価が60点未満であったプロポーザルを失格として排除。
- 4) 若手育成加点の対象契約である場合、要件を満たすプロポーザルに2点を加算。
- 5) 評価点が僅少（最高評価点との点差が2.5%以内）である場合、見積書を開封し、価格評価を加味。
- 6) 上記、1)～5)の結果、評価点が最も高い競争参加者が契約交渉権者に決定。

## 9 評価結果の通知と公表

提出されたプロポーザルと見積書は当機構で評価・選考の上、2019年 9月 11日(水)までに評価を確定し、各プロポーザル提出者に評価結果（順位）及び契約交渉権者を通知します。

なお、この評価結果については、以下の項目を当機構ホームページに公開することとします。

- (1) プロポーザルの提出者名
- (2) プロポーザルの提出者の評価点

以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。

- ① コンサルタント等の法人としての経験・能力
- ② 業務の実施方針等
- ③ 業務従事予定者の経験・能力
- ④ 若手育成加点 \*
- ⑤ 価格点 \*

\* ④、⑤は該当する場合のみ

また、プロポーザルの評価内容については、評価結果の通知日から2週間以内に申込み頂ければ、日程を調整の上、説明いたします。なお、2週間を過ぎての申込みはお受けしていませんので、ご承知おきください。

## 10 契約情報の公表

本企画競争に基づき締結される契約については、機構ウェブサイト上に契約関連情報（契約の相手方、契約金額等）を公表しています。また、一定の関係を有する法人との契約や関連公益法人等については、以下の通り追加情報を公表します。詳細はウェブサイト「公共調達適正化に係る契約情報の公表について」を参照願います。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/corporate.html>)

案件へのプロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

- (1) 一定の関係を有する法人との契約に関する追加情報の公表

- 1) 公表の対象となる契約相手方取引先

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

ア. 当該契約の締結日において、当機構の役員経験者が再就職していること、又は当機構の課長相当職以上経験者が役員等として再就職していること

イ. 当機構との間の取引高が、総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

- 2) 公表する情報

ア. 対象となる再就職者の氏名、職名及び当機構における最終職名

イ. 直近3か年の財務諸表における当機構との間の取引高

ウ. 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合

エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

- 3) 情報の提供方法

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂きます。

- (2) 関連公益法人等にかかる情報の公表

契約の相手方が「独立行政法人会計基準」第13章第6節に規定する関連公益法人等に該当する場合には、同基準第13章第7節の規定される情報が、機構の財務諸表の付属明細書に掲載され一般に公表されます。

## 11 誓約事項

プロポーザルの提出に際し、競争参加者は以下の事項について誓約していただきます。誓約は、プロポーザル提出頭紙への記載により行っていただきます。

- (1) 反社会的勢力の排除

以下のいずれにも該当せず、将来においても該当することがないこと。

ア. 競争参加者の役員等が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力団等（各用語の意義は、独立行政法人国際協力機構反社会的勢力へ

の対応に関する規程（平成 24 年規程（総）第 25 号）に規定するところにより、これらに準ずるもの又はその構成員を含む。以下、「反社会的勢力」という。）である。

- イ. 役員等が暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しないものである。
- ウ. 反社会的勢力が競争参加者の経営に実質的に関与している。
- エ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、反社会的勢力を利用するなどしている。
- オ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に反社会的勢力の維持、運営に協力し、若しくは関与している。
- カ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている。
- キ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有している。
- ク. その他、競争参加者が東京都暴力団排除条例（平成 23 年東京都条例第 54 号）又はこれに相当する他の地方公共団体の条例に定める禁止行為を行っている。

(2) 個人情報及び特定個人情報等の保護

法人として「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」及び「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）（平成 26 年 12 月 11 日特定個人情報保護委員会）」に基づき、個人情報及び特定個人情報等を適切に管理できる体制を整えていること。

本契約において、「個人番号関係事務」を委託することは想定していませんが、業務に関連して競争参加者が謝金等を支払う可能性も想定されるため、そのような場合において、法令に基づく適切な管理ができる体制にあるのかを確認させていただくことが趣旨です。

## 1 2 資金協力本体事業への推薦・排除

本件業務に基づき実施される資金協力本体事業等については、利益相反の排除を目的として、本体事業等への参加が制限されます。また、無償資金協力を想定した協力準備調査については、本体事業の設計・施工監理（調達監理を含む。）コンサルタントとして、当機構が先方政府実施機関に推薦することとしています。

（以下、各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。）

- ( ) 本件業務は、無償資金協力事業を想定した協力準備調査に当たります。したがって、本件事業実施に際して、以下のとおり取扱われます。
  - 1. 本件業務の受注者は、本業務の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理（調達補助を含む。）コンサルタントとして、当機構が先方政府実施機関に推薦します。ただし、受注者が無償資金協力を実施する交換公文（E/N）に規定する日本法人であることを条件とします。  
本件業務の競争に参加するものは、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」に示されている様式 5（日本法人確認調書）をプロポーザルに添付して提出してください。ただし、同調書は本体事業の契約条件の有無を確認するもので、本件業務に対する競争参加の資格要件ではありません。
  - 2. 本件業務の受注者（JV 構成員及び補強として業務従事者を提供している社その他、業務従事者個人を含む。）及びその親会社／子会社等は、本業務（協力準備調査）の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理（調達補助を含む。）以外の役務及び材の調達から排除されます。
- ( ) 本件業務は、有償資金協力事業に係る詳細設計業務を含みます。したがって、本件業務の受注者（JV 構成員及び補強として業務従事者を提供している社を含む。）及びその関連会社／系列会社（親会社／子会社等を含む。）は、本業務の結果に基づき当機構による有償資金協力が実施される場合は、施工監理（調達補助を含む。）以外の役務（審査、評価を含む。）及び材の調達から排除されます。

- ( ) 本件業務は、フォローアップ事業に係る詳細設計業務を含みます。したがって、本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社を含む。）及びその親会社／子会社等は、本業務の結果に基づき当機構がフォローアップ事業を実施する場合は、施工監理（調達補助を含む。）以外の役務及び材の調達から排除されます。

### 1.3 その他留意事項

#### (1) 配布・貸与資料

当機構が配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複製又は他の目的のために転用等使用しないでください。

#### (2) プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

#### (3) プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉権者を決定し、また、契約交渉及び契約管理を行う目的以外に使用しません。ただし、行政機関から依頼があった場合、法令で定められている範囲内において、プロポーザルに記載された情報を提供することがあります。

#### (4) プロポーザルの返却

不採用となったプロポーザル（正）及び見積書（正）は、各プロポーザル提出者の要望があれば返却しますので、選定結果通知後2週間以内に受け取りに来て下さい。連絡がない場合は当機構で処分します。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

#### (5) 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

#### (6) プロポーザル作成に当たっての資料

プロポーザルの作成にあたっては、必ず以下のページを参照してください。

##### 1) 調達ガイドライン（コンサルタント等の調達）：

当機構ホームページ「調達情報」>「調達ガイドライン、様式」>「調達ガイドライン コンサルタント等の調達」

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)

##### 2) 業務実施契約に係る様式：

同上ホームページ「調達情報」>「調達ガイドライン、様式」>「様式 業務実施契約」

(URL: [https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul\\_g/index\\_since\\_201404.html](https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html))

## 第2 プロポーザル作成に係る留意事項

### 1 プロポーザルに記載されるべき事項

プロポーザルの作成にあたっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の内容を十分確認の上、指定された様式を用いて作成して下さい。

(URL: [https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal\\_201211.html](https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html))

#### (1) コンサルタント等の法人としての経験、能力

##### 1) 類似業務の経験

注) 類似業務：保健医療に係る各種業務

##### 2) 業務実施上のバックアップ体制等

##### 3) その他参考となる情報

#### (2) 業務の実施方針等

##### 1) 業務実施の基本方針

##### 2) 業務実施の方法

1) 及び2) を併せた記載分量は、20ページ以下としてください。

##### 3) 作業計画

##### 4) 要員計画



- 5) 業務従事予定者ごとの分担業務内容
- 6) 現地業務に必要な資機材
- 7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）
- 8) その他

(3) 業務従事予定者の経験、能力

1) 業務管理体制の選択

本案件では、業務管理グループ（副業務主任者1名の配置）の適用を認めません。

2) 評価対象業務従事者の経歴

評価対象となる業務従事者の担当専門分野は以下のとおりです。評価対象業務従事者にかかる履歴書と類似業務の経験を記載願います。

➤ 業務主任者／災害医療に係る実施環境関連調査1

➤ 能力開発システム状況・ニーズ確認調査

各評価対象業務従事者を評価するに当たっての類似業務経験分野、業務経験地域、及び語学の種類は以下のとおりです。

【業務主任者（業務主任者／災害医療に係る実施環境調査1）】

a) 類似業務経験の分野：保健医療に係る各種業務

b) 対象国又は同類似地域：全世界

c) 語学能力：英語

d) 業務主任者等としての経験

e) 地域間連携及び医療関連制度の経験があることが望ましい

【業務従事者：担当分野 能力開発システム状況・ニーズ確認調査】

a) 類似業務経験の分野：地域間連携／保健医療に係る各種業務

b) 対象国又は同類似地域：全世界

c) 語学能力：英語

d) 医療分野に係る研修等の経験を有することが望ましい

## 2 プロポーザル作成上の条件

(1) 自社と雇用関係のない業務従事者の配置

自社の経営者または自社と雇用関係にある（原則、当該技術者の雇用保険や健康保険の事業主負担を行っている法人と当該技術者との関係をいう。複数の法人と雇用関係にある技術者の場合、主たる賃金を受ける雇用関係があるものをいう。また、雇用予定者を除く。なお、雇用関係にあるか否かが明確ではない場合は、契約書等関連資料を審査の上、JICAにて判断します。）技術者を「専任の技術者」と称します。また、専任の技術者以外の業務従事者を「補強」と称します。

補強については、全業務従事者の4分の3までを目途として、配置を認めます。ただし、受注者が共同企業体である場合、共同企業体の代表者及び構成員ごとの業務従事者数の2分の1までを目途とします。

なお、業務主任者については、自社（共同企業体の場合は代表者）の「専任の技術者」を指名してください。また、業務管理グループが認められている場合、副業務主任者についても自社（共同企業体の場合は、代表者又は構成員）の「専任の技術者」を指名してください。

注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は、当該共同企業体以外が提出するプロポーザルにおいて、補強として業務従事者を提供することを認めません。

注2) 複数の競争参加者が同一の者を補強することは、これを妨げません。

注3) 評価対象業務従事者を補強により配置する場合は、当該業務従事予定者の所属する社又は団体（個人の場合は本人の同意書）から同意書（様式はありません。）を取り付け、プロポーザルに添付してください。同意書には、補強を行う者の代表社印又は社印（個人の場合は個人の印）を押印してください。

注4) 評価対象外業務従事予定者を補強により配置する場合、契約交渉時に同意書を提出してください。契約時点で確定していない場合、同業務従事者を確定する際に提出してください。

注5) 補強として業務従事者を提供している社との再委託契約は認めません。  
注6) 通訳団員については、補強を認めます。

(2) 外国籍人材の活用

途上国における類似業務の経験・実績を持つ外国籍人材の活用が可能です。ただし、委託される業務は我が国ODAの実施業務であることに鑑み、外国籍人材の活用上限は、当該業務全体の業務従事人月の2分の1及び業務従事者数の2分の1を目途としてください。

なお、業務主任者を含む評価対象業務従事者に外国籍人材を活用する場合で、当該業務従事者が日本語を母国語としない場合は、日本語のコミュニケーション能力について、記述してください。日本語の資格を取得している場合、証書の写しを添付してください。

**3 プレゼンテーションの実施**

本件においては応募者によるプレゼンテーションを求めません。

別紙：プロポーザル評価表

## プロポーザル評価配点表

評 価 項 目	配 点
<b>1. コンサルタント等の法人としての経験・能力</b>	(10.00)
（1）類似業務の経験	6.00
（2）業務実施上のバックアップ体制等	4.00
<b>2. 業務の実施方針等</b>	(40.00)
（1）業務実施の基本方針の的確性	18.00
（2）業務実施の方法の具体性、現実性等	18.00
（3）要員計画等の妥当性	4.00
（4）その他（実施設計・施工監理体制）	
<b>3. 業務従事予定者の経験・能力</b>	(50.00)
（1）業務主任者の経験・能力	(34.00)
	業務主任者 のみ
① 業務主任者の経験・能力： <u>業務主任者災害医療に係る実施環境調査1</u>	(34.00)
ア) 類似業務の経験	13.00
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	3.00
ウ) 語学力	6.00
エ) 業務主任者等としての経験	7.00
オ) その他学位、資格等	5.00
（2）業務従事者の経験・能力： <u>能力開発システム状況・ニーズ確認調査</u>	(16.00)
ア) 類似業務の経験	8.00
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	2.00
ウ) 語学力	3.00
エ) その他学位、資格等	3.00

### 【第3 特記仕様書案】

#### 1. プロジェクトの背景

ASEAN は自然災害の多発地帯であり、大規模災害時における効果的な対応体制の整備が喫緊の課題になっており、2014年10月には防災大臣会合で「One ASEAN, One Response 2020 and Beyond: ASEAN Responding to Disasters as One」戦略を採択し、災害対応に対する域内連携を急速に強化しつつある。保健分野については、ポスト2015 ASEAN 保健開発重点課題の一つとして「災害医療 (Disaster Health Management)」が掲げられた。しかしながら災害医療については、地域間連携のための仕組みはほとんど整備されておらず、ASEAN 各国(以下、「AMS」という)の緊急医療チームの災害時における域内展開能力や受入調整能力も不十分で、課題となっていた。

以上のような背景から、ASEAN 全域を協力対象とする ASEAN 公式案件として、タイ国保健省及び国家救急医療機関 (NIEM) を協力実施機関とする JICA 技術協力プロジェクト「ASEAN 災害医療連携強化プロジェクト(通称 ARCH プロジェクト)」が、2016年7月から3年間の予定で実施され、多くの成果を出している。AMS 保健省や ASEAN 事務局代表からなる地域連携委員会が設置されるとともに、災害医療の地域連携のための標準手順書 (SOP) などの地域連携ツールも開発された。またこの地域連携ツールの検証や AMS の医療関係者に災害医療にかかる地域連携方法を学習させるため、災害模擬演習(計4回)や研修コース(計4回)が実施された。2017年の11月の ASEAN サミットでは、ARCH プロジェクトの地域連携委員会等が採択文書の草案作成に貢献した「災害医療にかかる ASEAN 宣言 (ALD)」が採択された。またこの ALD を具体化するための2025年までの行動計画 (POA) 案も ARCH プロジェクトを通じ起草され、現在 ASEAN 内の承認プロセスに諮られている状況である。

ARCH プロジェクトは前述したように数多くの成果を達成し、当初協力期間の終了(2019年7月)を迎えたが、ARCH プロジェクトによるインパクトを増大し、持続性をさらに確実なものとするため、前述した ALD を具現化する POA が ASEAN 内で承認され、同 POA に掲げられた連携メカニズムが始動し、軌道に乗るまでの間を引き続き側面支援することを目的に、プロジェクト期間を延長することとなり、2019年6月6日、JICA とタイ保健省、NIEM の間で R/D 改定の M/M が署名交換された。これにより ARCH プロジェクトは2021年3月31日まで延長されている。尚、当初協力期間は本邦コンサルタントとの契約によりプロジェクト活動を実施していたが、延長後は JICA 直営に体制を変更しており、本情報収集調査はその活動の一部をコンサルタント等との契約により行うものである。

#### 2. プロジェクトの概要

##### (1) プロジェクト名

ASEAN 災害医療連携強化プロジェクト

##### (2) 上位目標

ASEAN 及び日本の災害医療にかかる連携メカニズムが構築される。

##### (3) プロジェクト目標

ASEAN 地域の災害医療にかかる調整機能が強化される。

#### (4) 期待される成果

- 成果1 災害医療にかかる ASEAN 地域内の調整プラットフォームが設置される。
- 成果2 災害医療にかかる地域連携の実践の枠組みが明確化される。
- 成果3 災害医療にかかる効果的な地域連携のためのツールが開発される。
- 成果4 災害医療における学術的ネットワークが強化される。
- 成果5 災害医療の能力強化のための活動が実施される。

#### (5) 活動の概要

上記のプロジェクト概要の枠組みは延長期間中も継続するが、延長期間中は各成果ごとに、以下の活動が追加的に実施されることを計画している。

##### 成果1

###### 活動 1-1: RCCDHM の会議開催支援

上記1「プロジェクトの背景」に記載した ALD を実施に移すための POA が ASEAN 保健会合で承認されると、同 POA の実施推進メカニズムとして ASEAN 公式の災害医療にかかる地域調整委員会(RCCDHM)の正式設置が可能となる。同 RCCDHM の会議開催を支援する。

###### 活動 1-2: ALD の行動計画(POA)の実施計画案作成推進

上述した通り、POA が承認された後、同 POA に掲げられた 21 のターゲットに対し、それを具体的に進める実施計画案の作成を支援する。

##### 成果2

###### 活動 2-1 :Regional Coordination Drill の実施 (各年度 1 回)

###### 活動 2-2 :実災害に対する対応経験からの教訓の抽出と共有方法の検討

##### 成果3

###### 活動 3-1 :SOP 等ツールの ASEAN 内での公式化の推進

###### 活動 3-2 :AMS 緊急医療チームの域内展開のための ASEAN Collective Approach の検討

大規模災害時に、AMS の医療チームが国境を越えて ASEAN 域内で活動を行う際に直面しうる、様々な障壁・問題点を事前に把握・分析し、AMS 間の迅速な相互支援を可能にするための仕組み作りや事前準備に資する事を目的とする。

##### 成果4

###### 活動 4-1 :ASEAN 災害医療学術セミナーの開催

##### 成果5

###### 活動 5-1: 災害医療にかかる標準研修カリキュラムの作成

###### 活動 5-2: AMS の災害医療管理にかかる能力開発ニーズとポテンシャル調査

AMS 内の災害医療にかかわる人材育成に資するために、AMS 各国における災害医療

関連職種の教育システムを調査し、地域内連携の観点から必要な教育訓練のニーズを把握する。また災害医療において中核を担う教育・研修機関を把握し、それぞれの研修実施能力の有無、研修実施に必要とされる外部支援の内容を把握する。

(6) 対象地域

タイを含む AMS10 カ国

(7) 関係官庁・機関

タイ国保健省 (Ministry of Public Health : MOPH)

タイ国家救急医療機関 (National Institute for Emergency Medicine : NIEM)

### 3. 業務の目的

タイ国保健省及び国家救急医療機関 (NIEM) を実施機関として、ASEAN 地域の災害医療の連携体制の強化を目的として 2016 年 7 月から協力を実施している本プロジェクトの今後の活動展開に必要となる、以下の情報収集調査を行うものである。

具体的には、上記 2. (5) に記載の活動 3-2、活動 5-2 に関連する情報収集を行う。

### 4. 業務の範囲

本業務は、2019 年 6 月 6 日に当機構がタイ保健省およびタイ国家救急医療機関と締結した R/D (Record of Discussions) 改訂 M/M に基づき実施される技術協力プロジェクトの枠内で、「3. 業務の目的」を達成するため、「5. 実施方針及び留意事項」を踏まえつつ、「6. 業務の内容」に示す事項の業務を行い、「7. 成果品等」に示す報告書等を作成するものである。

### 5. 実施方針及び留意事項

(1) 本プロジェクトは、日・タイの協力枠組みを通じて行っているが、ASEAN 公式案件であり、ASEAN 地域全体の災害医療対応能力を強化する案件であることから、各国代表者からなるプロジェクトワーキンググループ (PWG) や地域調整会合 (RCC) を通じてプロジェクトにおいて取り組む内容や進捗報告を行っている。本業務で調査を実施する①AMS 緊急医療チームの域内展開のため状況調査 (活動 3-2 関連)、②AMS 災害医療管理にかかる能力開発ニーズとポテンシャル調査 (活動 5-2 関連) についても、適宜 PWG や RCC、SWG (サブワーキンググループ) において進捗を報告し、フィードバックを得ることを基本とする。

(2) 実施体制

本プロジェクトは、2 名の長期専門家 (チーフアドバイザー及び災害医療国際連携/業務調整) を中心として実施されている。また、既に設置されている国内支援委員が各活動に対し必要な技術指導を行い、コンサルタントチームによる本業務を側面支援する。

本業務の実施コンサルタントは、長期専門家と密に連絡調整を行い、協議の上、担当業務を遂行することが求められる。

国内支援委員会、各専門家、コンサルタントチームの役割は以下のとおり。

1) 国内支援委員会

本プロジェクトの全体方針や各活動の実施方法等に対する指導、助言を行う。

メンバーは、JDR 登録の医療従事者で、国際災害医療活動に関し豊富な経験を有する有識者によって構成されている。

## 2) 長期専門家（直営）

長期専門家は以下 2 名。長期専門家は、本プロジェクトの枠組みである Project Design Matrix(PDM)に基づくプロジェクト実施の推進に責任を有し、タイ関係者、ASEAN 加盟国の関係者及び ASEAN 事務局他と協議調整の上、また上述の国内医支援委員からの指導助言を考慮の上、プロジェクトの活動を推進する。

### ① チーフアドバイザー

### ② 国際災害連携／業務調整

長期専門家は、3) のコンサルタントチームの業務遂行に関連し、上述の各国関係者等、国内支援委員からの意見、コメント等を踏まえ、適宜、コンサルタントに対し、業務実施方法、各種成果案の内容に対し助言する。長期専門家が行う助言の対象及びタイミングは以下のとおり。

ア. 業務実施計画書；本計画書提出前に同案を長期専門家に共有する。長期専門家は PDM との整合性、延長期間中の主要課題ごとに ASEAN 加盟国と合意している各活動の実施計画との整合性を確認の上、適宜、計画案に対し助言する。

### イ. 「AMS 緊急医療チームの域内展開のため状況調査」

#### 1) 国際災害医療チームにかかる国際ガイドライン等の現状調査

「災害医療支援のために支援国、受援国がそれぞれ果たすことが期待されている事項」をまとめた表に対し、ASEAN 加盟国関係者が必要としている情報が網羅されているかを確認し、助言する。

#### 2) インドネシア、ミャンマー、フィリピン、タイ、ベトナムに対する調査

・Sub-Working Group (SWG: 日、インドネシア、ミャンマー、フィリピン、タイ、ベトナム及び AHA 及び ASEC 代表で構成)メンバーへの電話、メールベースでの情報収集、意見交換の実施方法に対する指導助言を行う。

・なお長期専門家も上述の SWG のメンバーであり、コンサルタントが収集、整理する情報内容等に対しても直接、コメントする。

・SWG は本業務期間中に会議（会場；タイ国バンコクを予定）を 2 回開催予定であるが、同会議は長期専門家が主導し、開催し、議事進行を務めるので、コンサルタントは同長期専門家の指示の下、情報収集状況等の報告を行う。

#### 3) AMS 災害医療管理にかかる能力開発ニーズとポテンシャル調査

・長期専門家が先行して ASEAN 各国に送付する Questionnaire を 9 月末を目途に各国から回収し、コンサルタントに提供する。

・コンサルタントによる Questionnaire 調査分析結果案をインドネシア・バリで 2019 年 11 月 29 日に開催される予定である ARCH プロジェクト Project Working Group 2 (PWG2) 会議の開催 2 週間前に入手し、同 PWG2 に提出可能な内容になっているか確認の上、適宜助言する。

・上記 PWG2 会議に提案するカンボジア、ラオス、ミャンマー、ベトナムにおける現地調査の計画案を、同様に同会議 2 週間前に入手し、同 PWG2 に提出可能な内容になっているか確認の上、適宜助言する。

・修正された現地調査計画が、PWG2 会議の議論を反映したものになっているか確認の上、適宜助言する。

- ・現地調査の調査詳細日程は、長期専門家とコンサルタントが協議して確定し、各種手配（ホテル、車両、アポイントメント）は長期専門家が主導する。

- ・ Questionnaire 調査分析結果及び上記 5) の現地調査結果に基づき提言案の作成に際し、長期専門家が議事進行する SWG の協議結果を反映する。なお SWG 会議への提案に先立ち、長期専門家はコンサルタント作成の提言案を入手し、これまでの PWG2 及び SWG での議論の結果を十分に踏まえた内容になっているかを確認し、適宜助言する。

- ・ 最終報告書案を事前に入手し、2020 年度第 1 四半期を目途に開催される PWG2 会議の協議結果を十分に反映した内容になっているかを確認し、適宜助言する。

### 3) コンサルタントチーム（本業務）

コンサルタントチームは主に以下 2 つの業務を担当する。

- ・ AMS 緊急医療チームの域内展開のため状況調査（活動 3-2 関連）
- ・ AMS 災害医療管理にかかる能力開発ニーズとポテンシャル調査（活動 5-2 関連）

### （3）AMS、ASEAN 事務局、ASEAN 防災人道支援調整センターとの調整

「1. プロジェクトの背景」に記載のとおり、本案件は、ASEAN 常駐代表委員会（CPR: Committee of Permanent Representative）で最終承認された ASEAN の公式案件である。本プロジェクトの実施にあたっては、AMS の関係者（主に医療分野、必要に応じて防災分野など関連する分野）に加え、ASEAN 事務局（ASEC）や ASEAN 防災人道支援調整センター（AHA センター）等と情報共有・議論の上、活動を進めていく必要がある。よって本件業務の遂行にあたっては、AMS、ASEC、AHA センターの関係者等との情報共有や調整、ARCH プロジェクトが主催する各種会議でのプレゼンテーションが必要である点に留意する。また上述した ARCH プロジェクトが主催する会議の主な開催地となるタイ・バンコクに加え、調査対象国への出張にかかる必要経費を計上すること。なお、旅費は別見積もりとすること。（出張頻度、想定期間は以下 6 に記載）。また、2 つの異なる業務のそれぞれにおいて現地調査が含まれることから、業務ごとにチームを組む想定として旅費を計算し、両業務に共通している現地調査国（ミャンマー、ベトナム）についても、それぞれの業務における現地調査を個別に行うことを想定すること。加えて、機構の求めに応じ、ASEAN 保健高級事務レベル会合（SOMHD）等で必要な資料の作成や説明支援について協力すること。

## 6. 業務の内容

### （1）AMS 緊急医療チームの域内展開のため状況調査（活動 3-2 関連）

AMS の緊急医療チーム（以下、「AMS-IEMT」という。）に関する調査を以下のとおり実施する。

1) 災害医療チームによる国際災害医療支援促進のための既存の国際ガイドライン、イニシアチブを調査し、迅速な災害医療支援のために支援国、受援国がそれぞれ果たすことが期待されている事項の調査。

2) インドネシア、ミャンマー、フィリピン、タイ、ベトナムに関し、以下の項目に関する情報を収集する（以下の項目に関する調査はデスクレビューや ARCH プロジェクトの PWG1 の下に設置される Sub-Working Group (SWG; 日、インドネシア、ミャンマ



一、フィリピン、タイ、ベトナム及びAHA及びASEC代表で構成)メンバーへの電話・メールでの問い合わせを基本とする)。

- ① WHOのI-EMTに関するMinimum StandardにおいてI-EMT Type 1に携行が求められている医薬品・資機材を確認の上、日本の国際緊急援助隊の医薬品・資器材リストも参考とし、EMTが携行する品目にかかる通関手続き、規制物品の有無、大規模災害時における通関の迅速化等、規制緩和の適用。
- ② 医療機関における一般廃棄物及び医療廃棄物に係る法令、規則、またそれらが定める廃棄基準の調査(医療施設基準毎に法令が存在する場合は、基準毎の規則を調査)。
- ③ 医療過誤に関する対象国での法的罰則・賠償等を含む規定の有無や状況、また賠償等に対応するための保険システムの整備現状。
- ④ 上記1)の調査結果を踏まえて、I-EMT及びN-EMT(国内医療チーム)の迅速で効果的な活動のために必要とされるロジスティクス支援項目(医療資機材・医薬品のストック(品目、必要最低限な数量等)、輸送支援、ロジ人材配置、安全対策など)の素案を作成。その後、SWGでの協議を通じて内容を確定し、状況調査を実施する。
- ⑤ 海外医療資格者に対する医療行為許可手続き方法、および大規模災害時等における規制緩和の適用。

3) 上記1)並びに2)の調査結果をSWGメンバーに共有し、その内容についてコメントを求め、調査結果を適宜修正する。

4) 追加調査のためにインドネシア、ミャンマー、フィリピン、タイ、ベトナムに関する情報収集のために出張が必要な場合は、適宜出張計画を立て、現地調査を実施する(現地調査各国3日程度)。

5) 2020年1月及び年央にバンコクで開催予定のSWG会議、PWG1会議に出席し、調査状況を報告し、協議結果を踏まえ、修正する。

6) 上記会議で報告する内容については会議開催の1か月程度前を目途にJICAに対して報告を行い、内容について了承を得ることとする。また、各報告書の内容についてJICAから修正の指示があった場合は、関係機関への説明、協議前に対応する。

7) 上記SWG、PWG1会議におけるAMS-I-EMTの効果的な域内展開のための提言案のとりまとめに関し、長期専門家を支援する。

(2) AMS災害医療管理にかかる能力開発ニーズとポテンシャル調査(活動5-2関連)以下のとおり、AMSにおける災害医療に関する教育機関・制度・内容に関する調査を行う。

1) 調査に先行して長期専門家を通じ実施予定のAMS関係者に対するQuestionnaire調査に関し、ARCHプロジェクト事務所が回収した各Questionnaireの結果を踏まえ、以下の項目にかかる情報の整理・分析を行う。

- ① 各AMSにおける医学教育システム、特に救急医療にかかる教育システムの状況確認
- ② 上記教育システムの中で中心となる主な教育機関の情報(特に救急医療に関する教育内容、教授陣容等)の収集・整理
- ③ 災害医療関連教育の実施状況確認

- ④ 災害医療にかかる人材教育訓練ニーズ（内容・量）の確認
- ⑤ 上記 4 を国内で実施する候補教育機関と同教育訓練に対し必要な外部支援ニーズの確認
- 2) 上記情報の整理・分析結果に基づき、カンボジア、ラオス、ミャンマー、ベトナムにおける現地調査の計画を策定する。
- 3) 上記 1) の Questionnaire 調査分析結果及び上記 (2) の現地調査実施計画に関し、2019 年 10 月 24 日、25 日にタイ・バンコクで開催される日・タイ実務者会議、並びにインドネシア・バリで 2019 年 11 月 29 日に開催される予定である ARCH プロジェクト Project Working Group 2 (PWG2) 会議に報告し、同会議における協議結果を踏まえ、現地調査実施計画を修正する。
- 4) 修正した現地調査実施計画に基づき、長期専門家と調整の上、対象 4 か国での現地調査を実施する。なお同現地調査には PWG2 参加の AMS 各国関係者も数名参団することを予定しており、長期専門家及び同参団者とともに現地調査を実施する（各国における調査日数は 3 日程度を想定）。
- 5) 現地調査参団者と協力し、現地調査結果を取りまとめる。
- 6) 上記 1) の Questionnaire 調査分析結果及び上記 5) の現地調査結果に基づき、以下の 3 点にかかる提言案を作成する。
- ① AMS 各国ごとに、将来において、当該国における災害医療にかかる教育、訓練の中心となるべき機関、組織等。
- ② AMS 各国ごとに、災害医療に関し、国内人材を対象に将来開発されるべき教育、訓練コースの内容（コンセプト）
- 7) 2020 年度第 1 四半期を目途に開催される日・タイ実務者会議、並びに PWG2 会議において、上記 5) 及び 6) を報告し、会議での協議結果を反映し、最終報告書に取りまとめる。
- 8) 上記会議で報告する内容については会議開催の 1 か月程度前を目途に JICA に対して報告を行い、内容について了承を得ることとする。また、各報告書の内容について JICA から修正の指示があった場合は、関係機関への説明、協議前に対応する。

## 7. 成果品等

### (1) 報告書等

業務の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。なお、本契約における成果品は、業務完了報告書とする。

レポート名	提出時期	部数
業務計画書（共通仕様書の規定に基づく）	契約締結後 10 日以内	和文：5 部 英文：30 部
業務完了報告書	契約終了時 2020 年 8 月頃を想定	和文：5 部 英文：30 部

業務完了報告書については製本することとする。報告書の印刷、電子化（CD-R）の仕様については、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照する。

業務完了報告書の記載項目（案）は以下のとおりとする。最終的な記載項目の確定に当たっては、JICA とコンサルタントで協議、確認する。

ア) 業務進捗報告書／完了報告書記載項目（案）

a) 業務の概要（背景・経緯・目的）

b) 活動内容（業務フローチャートに沿って記述）

c) 調査結果

AMS 緊急医療チームの域内展開のため状況調査

AMS 災害医療管理にかかる能力開発ニーズとポテンシャル調査

## （2）コンサルタント業務従事月報

コンサルタントは、国内・海外における業務従事期間中の業務に関し、以下の内容を含む月次の業務報告を作成し、共通仕様書第7条に規定されているコンサルタント業務従事月報に添付して JICA に提出する。なお、先方と文書にて合意したもののについても、適宜添付の上、JICA に報告するものとする。

ア 今月の進捗、来月の計画、当面の課題

イ 活動に関する写真

エ 業務フローチャート

## （3）その他の提出物

### 1) 収集資料

本プロジェクトを通じて収集した資料及びデータは項目毎に整理し、可能な限り電子データにて収録し、収集資料リストを添付の上、JICA に提出する。

### 2) デジタル画像集

3) 本プロジェクトを通じて記録した映像・写真をデジタル画像集として編集しJICAに提出する。デジタル画像集には、プロジェクトの全体像が把握できるよう、①対象サイトの現状が明確に把握できるもの（プロジェクトサイト、既存施設及び周辺の状況、地形等）、②類似案件の状況（先方政府、他ドナー等の実施した都市開発関連案件、過去に我が国が実施した案件等）、③現地の生活状況又はボトルネックの現状等を収めること。また、本プロジェクト実施後の変化を現況と比較することに用いることも念頭に置き、簡単なキャプションや撮影時の情報（撮影場所、撮影日等）を付した「デジタル画像記録表」を作成し、画像集に添付すること。画像集に収録された映像・写真の著作権は成果品の検査合格と同時にJICA に譲渡されるものとし、著作権がJICAに譲渡された部分の利用または改変については、コンサルタントはJICAに対して著作者人格権を行使しないものとする。

4) 提出時期:完了報告書提出時

5) 部 数:CD-R 1枚(デジタル映像・画像50 枚程度(画像はjpeg ファイル形式))

## 【第4 業務実施上の条件】

### 1. 業務工程計画

本業務は、2019年9月下旬より開始し、2020年8月下旬の終了を目途とする。

### 2. 業務量の目途と業務従事者の構成（案）

#### （1）業務量の目途

業務量は以下を目途とする。

（全体） 6M/M

#### （2）業務従事者の構成（案）

本業務には、以下に示す分野を担当する専門家の配置を想定するが、コンサルタントは、業務内容を考慮の上、適切な専門家の配置をプロポーザルにて提案することとする。

ア) 災害医療に係る実施環境調査 1（2号/3号）地域間連携/保健医療に係る各種業務

イ) 災害医療に係る実施環境調査 2

ウ) 能力開発システム状況・ニーズ確認調査（2号/3号）

※災害医療・救急医療分野にかかる業務経験は必須ではないが、保健医療あるいは地域間連携などの専門性・業務経験があると望ましい。

#### （3）調査対象地

##### 1) AMS 緊急医療チームの域内展開のため状況調査

インドネシア、フィリピン、ミャンマー、タイ、ベトナム

##### 2) AMS 災害医療管理にかかる能力開発ニーズとポテンシャル調査

カンボジア、ラオス、ミャンマー、ベトナム

### 3. 対象国の便宜供与

タイ国 NIEM 内に事務所スペースが提供される。その他、プロジェクト実施に当たって、一般的な情報提供等が得られる予定。

### 4. 配布資料

- ・ ASEAN 災害医療連携強化プロジェクト ファイナルレポート
- ・ その他関連収集資料

### 5. 業務用機材

業務遂行上必要な機材が有れば、プロポーザルの中で提案すること。

### 6. その他留意事項

#### （1）複数年度契約

本業務においては、第1年次契約において、年度を跨る契約（複数年度契約）を締結することとし、年度を跨る現地作業及び国内作業を継続して実施することができるこ

ととする。経費の支出についても年度末に切れ目なく行えることとし、会計年度ごとの精算は必要ない。

## （２）安全管理

現地作業期間中は安全管理に十分留意する。当地の治安状況については、JICAのASEAN各国事務所等において十分な情報収集を行うとともに、現地作業の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行う。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、当地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意する。また現地作業中における安全管理体制をプロポーザルに記載する。また、現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者全員を登録する。

## （３）不正腐敗の防止

本業務の実施にあたっては、「JICA不正腐敗防止ガイダンス（2014年10月）」の趣旨を念頭に業務を行うこと。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口またはJICA担当者に速やかに相談するものとする。